申請・届出名称	（第２２号様式）病院（診療所）開設後の届出事項の変更届
内容	病院又は医師、歯科医師以外の者が開設した診療所が、開設後の届で届け出た内容のうち、管理者の住所及び氏名に変更を生じたときに提出するもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課（久留米商工会館４階）
提出時期	変更後１０日以内
手数料	なし
添付書類	□1　管理者の医師（歯科医師）免許証の提示（保健所で確認）又はその写し（原本照合不要） □2　管理者の臨床研修修了登録証の提示又はその写し（原本照合不要） ※臨床研修制度導入以前に医師（歯科医師）免許を取得した場合は不要 □3　管理者就任承諾書の写し及び履歴書 ※就任承諾書は就任予定者が雇い主（理事長等）に対して就任を承諾する主旨であり、就任日、役職名、施設名及び承諾日が記載されていること。また、写しについては法人代表者による原本証明の記載が必要。 〈注意事項〉 管理者に交代がなく、現管理者の住所及び氏名変更の場合は添付書類不要
備考	